

令和9年度 早島町立留守家庭児童会（城山学級）入会案内

1 受付期間

【4月入会】

一次募集期間・・・令和8年11月2日(月)～令和8年11月20日(金)

欠員募集期間・・・令和8年11月24日(火)～令和9年3月23日(火)

【5月以降入会】

入会を希望する月の前月20日まで

2 提出書類

① 早島町立留守家庭児童会入会申込書（令和9年度）

② 保育の必要性の事由がわかる書類

- ・「別表」に記載の、保育の必要性の事由に応じた必要書類（児童の保護者及び65歳未満の同居の祖父母のもの）を提出してください。
- ・各証明書類については、3か月以内に証明された書類を提出してください。ただし、4月入会（一次募集）の申込みにおいては、令和8年10月15日以降に証明された書類を提出してください。
- ・保育所等の申込みで同様の書類を提出する場合は、写しの提出でも可能です。

3 入会の決定

入会決定者には、入会承認通知書を送付します。

【4月入会】

一次募集期間の申込者・・・令和9年2月上旬頃送付

欠員募集期間の申込者・・・定員の空き状況を踏まえ、都度決定し送付

【5月以降入会】

入会月の前月20日以降に送付

4 延長預かり

延長預かり（18:00～19:00の時間帯の利用）の長期利用を希望する場合、別途申込みが必要です。合わせて提出してください。詳細は、「令和9年度 早島町立留守家庭児童会（城山学級）延長預かり案内」を確認してください。

5 受付場所及び問合せ先

- ・早島町役場 教育委員会こども未来課（年末年始除く平日の9:00～16:30のみ対応）
住所 都窪郡早島町前潟 360 番地 1
電話 086-482-2480
- ・早島町立留守家庭児童会（開所時間のみ対応）
住所 都窪郡早島町早島 1297 番地 1
電話 086-483-2358

【別表】

保育の必要性 の事由	条件	入所期間 (※最長で当該年度末まで)	必要書類
就労	月64時間以上労働することを常態としている場合	就労が証明されている期間※	・就労証明書 ・自営業の方は、帳簿等の自営の確認ができるもの（概ね3か月以内のもの）
妊娠・出産	出産予定日の前2ヶ月（多胎の場合前4ヶ月）から産後2ヶ月の期間にある場合	出産予定日の前2ヶ月（多胎の場合前4ヶ月）から産後2ヶ月の期間を含む月単位の期間	・出産・病気・介護等の申立書 ・上記申立書に記載の書類
疾病・障がい	病気やけが、又は心身に障害がある場合	提出書類により異なる	・出産・病気・介護等の申立書 ・上記申立書に記載の書類
介護・看護	同居の親族等を常時介護又は看護している場合	提出書類により異なる	・出産・病気・介護等の申立書 ・上記申立書に記載の書類
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	提出書類により異なる	・申立書 ・り災証明書又は被災証明書等写し
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合	3か月間	・求職活動申立書
就学・職業訓練	就学や職業訓練のため、保育することができない場合であって、月64時間以上を常態としている場合	保護者の卒業予定日又は終了予定日が属する月の末日まで	・在籍証明書等の就学状況がわかるもの ・カリキュラム等の就学時間がわかるもの
虐待・DV	児童虐待又はそのおそれがある場合、又はDVにより保育を行うことが困難と認められる場合	提出書類により異なる	・申立書 ※状況に応じて他の書類を求める場合があります。
育児休業中の継続利用	育児休業期間中に施設を引き続き利用することが必要な場合 ※育児休業中に入会申込をする場合は、入会する月の翌月末までに復職することが必要です。	育児休業の取得が証明されている期間	・就労証明書 ※「育児休業の取得」及び「復職予定日」欄の記載が必須
その他	上記に類する状態であると町長が認めた場合	認定事由により必要と認められる期間	・申立書 ※状況に応じて他の書類を求める場合があります。